

イベント開催条件に係る参加人数等

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや、感染防止対策を講じることを前提に、次の参加人数等を目安として、イベントを開催することができる。

【ケース 1】

大声での歓声・声援などが無く、参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができ、かつ、参加者の位置が固定されている、又は参加者が自由に移動できるが、収容定員が設定されている場合

➡ 収容定員の100%を参加者数の上限として開催できる。

【ケース 2】

大声での歓声・声援などが無く、参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができるが、参加者が自由に移動でき、収容人数が設定されていない場合

➡ 密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とが接触しない程度の間隔）を空ければ開催できる。

【ケース 3】

大声での歓声・声援などが有るが、参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができ、かつ、参加者の位置が固定されている場合

➡ 異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空ければ開催できる。
(5人以内の同一のグループ内では、座席の間隔を空けなくてもよい。)

【ケース 4】

大声での歓声・声援などが有り、かつ、参加者が自由に移動できるが、参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができ、収容人数が設定されている場合

➡ 収容定員の50%を参加者数の上限として開催できる。

【ケース 5】

参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができるが、大声での歓声・声援などが有り、かつ、参加者が自由に移動でき、収容人数が設定されていない場合

➡ 十分な人と人との間隔（1m）を空ければ開催できる。

【ケース 6】

大声での歓声・声援などの有無に関わらず、参加者の入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合

➡ 祭り、花火大会、野外フェスティバルなどにおいて、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

● イベントの開催条件

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや、感染防止対策を講じることを前提に、次の参加人数等を目安としてイベントを開催することができる。

参加人数等の目安

大声での歓声・声援	入退場や区域内の適正な行動確保	参加者の位置	収容定員の設定	参加人数の上限・収容率
想定されない	できる	固定		収容定員まで参加可能(収容定員が 5,000人未満の場合)
		自由に移動	有	※収容定員が 5,000人以上 10,000人未満の場合は、5,000人が上限 収容定員が 10,000人以上の場合は、収容定員の 50%が上限
	無		密集・密接が発生しない程度の間隔(最低限、人と人とが接触しない程度の間隔)を空ける。	
	できない			祭り・花火大会・野外フェスティバルなどにおいて、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。 イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。
想定される	できる	固定		異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空ける。 (同一グループ(5人以内に限る)内では、座席などの間隔を設けなくても良い)
		自由に移動	有	収容定員の50%までが参加可能
	無		十分な人と人との間隔(1m)を空ける。	
	できない			祭り・花火大会・野外フェスティバルなどにおいて、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。 イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

※全国的な人の移動を伴うイベント、又は、イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、そのイベントの開催要領等について、県へ事前相談すること。

【相談先】 広島県 健康福祉局 健康福祉総務課 新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム